

平成 23 年 4 月 13 日環政経発第 110413003 号
改正 平成 23 年 5 月 24 日環政経発第 110524001 号
改正 平成 23 年 7 月 27 日環政経発第 110727004 号
改正 平成 23 年 11 月 1 日環政経発第 111101002 号
改正 平成 24 年 2 月 6 日環政経発第 120206002 号
改正 平成 24 年 3 月 19 日環政経発第 120319003 号
改正 平成 24 年 5 月 21 日環政経発第 120521001 号
改正 平成 24 年 6 月 25 日環政経発第 120625001 号
改正 平成 25 年 5 月 21 日環政経発第 1305216 号
改正 平成 26 年 2 月 6 日環政経発第 1402062 号
改正 平成 27 年 4 月 1 日環政経発第 1504018 号
改正 平成 28 年 4 月 1 日環政経発第 1604015 号
改正 平成 29 年 3 月 31 日環政経発第 1703316 号
改正 平成 30 年 月 日環政経発第 号

エコリース促進事業実施要領（案）

第 1. 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（エコリース促進事業）交付要綱（平成23年4月13日付環政経発第110413002号。以下「要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、低炭素機器の普及を促進し、もって地球環境保全に資することを目的とする。

第 2. 業務内容

補助事業者は、リース料の低減を通じ低炭素機器の普及を促進することによって地球環境の保全に資するため、環境大臣が一定の要件を満たすと認めたリース事業者（以下「指定リース事業者」という。）であって低炭素機器をリースにより提供するものに対して補助金を交付する事業を行う。

第 3. 補助金の交付事業

（1）交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別添の表の左欄に掲げる機器、装置又は設備の区分ごとに同表の中欄に掲げる基準を満たす低炭素機器をリースにより導入する事業とし、補助事業者は、これらに要する経費（以

下「間接補助対象経費」という。)について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

ただし、国による機器購入に係る他の補助金との併用は不可とする。

(2) 補助率

(1) の低炭素機器をリースにより導入する場合のリース料総額に対する補助率は、別添の表の左欄に掲げる機器、装置又は設備の区分ごとに同表の右欄に掲げる補助率とする。

ただし、次に掲げる契約のいずれかに該当する場合には、別添の表の規定にかかわらず、リース料総額の10%を助成する。

① 岩手県、宮城県又は福島県（以下「東北三県」という。）のいずれかに本店所在地を有する法人又は住民票に記載された住所を有する個人（個人事業主を含む。）をリース先として締結されるリース契約

② 東北三県のいずれかに低炭素機器を設置するためのリース契約

(3) 間接補助金の交付の申請者

(1) の低炭素機器をリースにより提供する指定リース事業者に対して助成を行う。

ただし、リース先は中小企業又は個人事業主等とし、補助事業者による補助金の交付決定に際しては、補助金相当額がリース料の低減に反映されていることをリース契約書等の申請書類で確認できることである。

なお、「中小企業」とは、資本金3億円以下の企業をいう。

(4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知

イ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）

ウ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督

エ 間接補助事業に対する問合せ等への対応

オ 上記に関する付帯業務

(5) 交付規程の内容

交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条に準じた事項及び事業報告書の提出並びにその他必要な事項を記載するものとする。

(6) 間接補助金交付先の採択等

補助事業者は、環境省が採択した「平成30年度エコリース促進事業費補助金」に係る指定リース事業者に対し、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うものとする。

(7) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

(8) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(9) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(10) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

第4. 事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して60日以内に、補助事業の実施により実現された二酸化炭素削減効果その他二酸化炭素削減効果に関連する情報に関する事業報告書を環境省総合環境政策統括官に提出しなければならない。

第5. 指導監督

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

第6. その他

補助事業者は、専ら産業の用に供される低炭素機器以外の低炭素機器の普及を積極的に促進する観点から補助金の交付方法を検討するものとし、具体的な交付方法は環

境省総合環境政策統括官の承認を受けて別途定めるものとする。

また、この実施要領に疑義が生じたとき、この実施要領により難い事由が生じたとき、あるいはこの実施要領に記載のない細部については、環境省総合環境政策統括官の承認を受けて別途定めるものとする。

附 則

- 1 平成 26 年 2 月 6 日環政経発第 1402062 号による改正後のこの要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 平成 27 年 3 月 31 日環政経発第 1503311 号による改正後のこの要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 平成 28 年 2 月 29 日環政経発第 1604015 号による改正後のこの要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 平成 29 年 3 月 31 日環政経発第 1703316 号による改正後のこの要領は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

- 1 この実施要領は、平成 30 年 月 日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、平成 30 年度予算に係る補助金から適用し、平成 29 年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

(別添)

機器、装置又は設備	基準	補助率										
太陽光発電設備	<p>太陽光エネルギーを電気に変換する設備のうち、太陽電池モジュールのセル実効変換効率(モジュール化後のセル実効変換効率)が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準変換効率以上のものに限る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>基準変換効率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シリコン単結晶系太陽電池</td><td>16.0パーセント</td></tr> <tr> <td>シリコン多結晶系太陽電池</td><td>15.0パーセント</td></tr> <tr> <td>シリコン薄膜系太陽電池</td><td>8.5パーセント</td></tr> <tr> <td>化合物系太陽電池</td><td>12.0パーセント</td></tr> </tbody> </table> <p>(備考) モジュール化後のセル実効変換効率: 日本工業規格C8960において定められた実効変換効率を基に、モジュール化後のセル実効変換効率(略称:セル実効変換効率)を、 セル実効変換効率=モジュールの公称最大出力/(太陽電池セルの合計面積×放射照度)で求める。ここで、太陽電池セルの合計面積=1セルの全面積×1モジュールのセル数。1セルの全面積には、セル内の非発電部を含む。ただし、シリコン薄膜系、化合物系のセル全面積には集積部を含まない。 ※放射照度 = 1000W/m²</p>	区分	基準変換効率	シリコン単結晶系太陽電池	16.0パーセント	シリコン多結晶系太陽電池	15.0パーセント	シリコン薄膜系太陽電池	8.5パーセント	化合物系太陽電池	12.0パーセント	4パーセント
区分	基準変換効率											
シリコン単結晶系太陽電池	16.0パーセント											
シリコン多結晶系太陽電池	15.0パーセント											
シリコン薄膜系太陽電池	8.5パーセント											
化合物系太陽電池	12.0パーセント											
風力発電装置	風力を回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させる装置をいう。	4パーセント										
水力発電設備	水力を回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させる設備のうち、出力が1,000キロワット以下のものに限る。	4パーセント										
太陽熱利用装置	<p>熱交換により太陽熱を利用するための装置のうち、強制循環型であって、集熱器及び蓄熱槽が日本工業規格A4112及び日本工業規格A4113で規定される性能と同等以上の性能を有するものに限る。</p> <p>(備考) 1 家庭用太陽熱利用装置のうち、補助熱源と一体型のものについては太陽熱利用装置部分に限る。 2 日本工業規格で規定される性能と同等以上の性能とは、日本工業規格A 4112における集熱性能、日本工業規格A 4113で定められた保温性能が日本工業規格の認証方法に準じる方法(日本工業規格 認証機関等による性能評価、日本工業規格 認証機関等による立ち会い試験等)で確認され、その他の項目についても各社の自社試験等で確認されているもの。</p>	4パーセント										
地中熱利用設備	地中熱を熱交換器により利用するための設備をいう。	4パーセント										
高効率蒸気ボイラ	<p>蒸気ボイラのうち、次のイ又はロのいずれか一に該当するものに限る。</p> <p>イ 発生する燃焼廃熱により燃焼用空気又は供給される水を予熱するための熱交換を行う機構を有するもの ロ 供給する蒸気の圧力の変動に対応して燃焼用空気及び燃料の流量比率を自動的に調整する機構を有するものうち、低位発熱量基準で測定したボイラ効率が92パーセント以上のもの</p>	3パーセント										
高効率温水ボイラ	供給する温水の温度の変動に対応して燃焼用空気及び燃料の流量比率を自動的に調整する機構を有するボイラのうち、低位発熱量基準で測定したボイラ効率が90パーセント以上のものに限る。	3パーセント										
熱電併給型動力発生装置	<p>エンジン(希薄燃焼方式、酸素センサ付三元触媒方式又は選択還元脱硝方式のものに限る。)又はタービン(予混合希薄燃焼方式、中高温選択還元脱硝方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。)により発電するとともに、熱交換を行う機構を有する装置のうち、次のイ又はロのいずれか一に該当するものに限る。</p> <p>イ 出力が10キロワット以上のものにあっては、低位発熱量基準で測定した総合効率が65パーセント以上のもの ロ 出力が10キロワット未満のものにあっては、熱の供給を主目的とするもののうち、低位発熱量基準で測定した総合効率が80パーセント以上のもの</p>	4パーセント										

高効率電動機	低圧三相かご形誘導電動機のうち、日本工業規格C4212に定める試験方法により測定した効率値が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準効率値以上のものに限る。	2パーセント		
区分				
種別	定格出力 (キロワット)	極数 (極)	周波数 (ヘルツ)	基準 効率値
全閉形 電動機	0.2	2	50	70.0
		2	60	71.0
		4	50	72.0
		4	60	74.0
	0.4	2	50	76.0
		2	60	77.0
		4	50	76.0
		4	60	78.0
		6	50	78.0
	0.75	6	60	76.0
		2	50	77.5
		2	60	78.5
		4	50	80.5
		4	60	82.5
		6	50	78.5
	1.5	6	60	80.0
		2	50	83.0
		2	60	84.0
		4	50	82.5
		4	60	84.0
		6	50	88.0
	2.2	6	60	84.5
		2	50	84.5
		2	60	85.5
		4	50	85.5
		4	60	87.0
		6	50	84.5
	3.7	6	60	86.0
		2	50	87.0
		2	60	87.5
		4	50	86.0
		4	60	87.5
		6	50	86.0
	5.5	6	60	87.0
		2	50	88.0
		2	60	86.5
		4	50	88.5
		4	60	89.5
		6	50	88.0
	7.5	6	60	89.0
		2	50	88.5
		2	60	89.0
		4	50	88.5
		4	60	89.5
		6	50	88.5
	11	6	60	89.5
		2	50	90.0
		2	60	90.2
		4	50	90.2
		4	60	91.0
		6	50	89.5
		6	60	90.2

高効率電動機(つ
づき)

全閉形 電動機 (つづき)	15	2	50	90.0
		2	60	90.2
		4	50	90.6
		4	60	91.0
		6	50	89.5
		6	60	90.2
	18.5	2	50	90.6
		2	60	91.0
		4	50	91.7
		4	60	92.4
	22	6	50	91.0
		6	60	91.7
		2	50	91.0
		2	60	91.0
		4	50	91.7
		4	60	92.4
	30	6	50	91.0
		6	60	91.7
		2	50	91.4
		2	60	91.7
		4	50	92.4
		4	60	93.0
	37	6	50	91.7
		6	60	92.4
		2	50	92.1
		2	60	92.4
		4	50	92.4
		4	60	93.0
	45	6	50	91.7
		6	60	92.4
		2	50	92.4
		2	60	92.7
		4	50	92.7
		4	60	93.0
	55	6	50	92.4
		6	60	93.0
		2	50	92.7
		2	60	93.0
		4	50	93.3
		4	60	93.6
	75	6	50	93.3
		6	60	93.6
		2	50	93.6
		2	60	93.6
		4	50	94.1
		4	60	94.5
	90	6	50	93.6
		6	60	94.1
		2	50	94.3
		2	60	94.5
		4	50	94.1
		4	60	94.5

高効率電動機(つづき)

全閉形 電動機 (つづき)	110	2	50	94.3
		2	60	94.5
		4	50	94.1
		4	60	94.5
		6	50	94.5
		6	60	95.0
	132	2	50	94.8
		2	60	95.0
		4	50	94.5
		4	60	95.0
	160	6	50	94.5
		6	60	95.0
		2	50	94.8
		2	60	95.0
		4	50	94.8
		4	60	95.0
保護形 電動機	0.75	6	50	94.5
		6	60	95.0
		2	50	77.5
		2	60	78.5
	1.5	4	50	80.0
		4	60	82.0
		6	50	78.0
		6	60	80.0
	2.2	2	50	83.0
		2	60	84.0
		4	50	82.0
		4	60	84.0
	3.7	6	50	82.0
		6	60	84.0
		2	50	83.0
		2	60	84.0
5.5	4	4	50	85.0
		4	60	86.5
		6	50	84.0
		6	60	85.5
	6	2	50	85.0
		2	60	85.5
		4	50	87.5
		4	60	86.0
	7.5	6	50	85.5
		6	60	87.0
		2	50	87.0
		2	60	87.5

高効率電動機(つづき)

保護形 電動機 (つづき)		2	50	89.0
		4	50	90.0
11			60	89.5
			60	90.6
15			50	89.0
			60	90.0
18.5			50	89.5
			60	90.2
22			50	90.2
			60	91.0
30			50	89.5
			60	90.6
37			50	90.6
			60	91.0
45			50	91.0
			60	91.4
55			50	91.4
			60	91.4
75			50	91.7
			60	92.1
90			50	92.1
			60	92.4
110			50	92.1
			60	92.7
132			50	92.1
			60	92.7
160			50	93.0
			60	93.0

(備考)「定格出力」とは、軸において連続して使用可能な機械的出力をいう。

高効率変圧器	<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。)第21条第18号に掲げる変圧器のうち、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を、変圧器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成14年経済産業省告示第438号)の3に定める測定方法に基づき測定したエネルギー消費効率で除して得た数値が、油入変圧器にあっては100分の144以上のもの、モールド変圧器にあっては100分の148以上のものに限る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">区分</th> <th rowspan="2">基準 エネルギー 消費効率</th> </tr> <tr> <th>変圧器 の種別</th> <th>相数</th> <th>定格 周波数</th> <th>定格 容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">油入 変圧器</td> <td rowspan="2">単相</td> <td>50ヘルツ</td> <td></td> <td>$E = 15.3S^{0.696}$</td> </tr> <tr> <td>60ヘルツ</td> <td></td> <td>$E = 14.4S^{0.698}$</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">三相</td> <td rowspan="2">50ヘルツ</td> <td>500キロボルト アンペア以下</td> <td>$E = 23.8S^{0.653}$</td> </tr> <tr> <td>500キロボルト アンペア超</td> <td>$E = 9.84S^{0.842}$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">60ヘルツ</td> <td>500キロボルト アンペア以下</td> <td>$E = 22.6S^{0.651}$</td> </tr> <tr> <td>500キロボルト アンペア超</td> <td>$E = 18.6S^{0.745}$</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">モー ルド 変圧器</td> <td rowspan="2">単相</td> <td>50ヘルツ</td> <td></td> <td>$E = 22.9S^{0.647}$</td> </tr> <tr> <td>60ヘルツ</td> <td></td> <td>$E = 23.4S^{0.643}$</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">三相</td> <td rowspan="2">50ヘルツ</td> <td>500キロボルト アンペア以下</td> <td>$E = 33.6S^{0.626}$</td> </tr> <tr> <td>500キロボルト アンペア超</td> <td>$E = 24.0S^{0.727}$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">60ヘルツ</td> <td>500キロボルト アンペア以下</td> <td>$E = 32.0S^{0.641}$</td> </tr> <tr> <td>500キロボルト アンペア超</td> <td>$E = 26.1S^{0.716}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。 E及びSは、次の数値を表すものとする。 E:基準エネルギー消費効率 S:定格容量(単位 キロボルトアンペア) 	区分				基準 エネルギー 消費効率	変圧器 の種別	相数	定格 周波数	定格 容量	油入 変圧器	単相	50ヘルツ		$E = 15.3S^{0.696}$	60ヘルツ		$E = 14.4S^{0.698}$	三相	50ヘルツ	500キロボルト アンペア以下	$E = 23.8S^{0.653}$	500キロボルト アンペア超	$E = 9.84S^{0.842}$	60ヘルツ	500キロボルト アンペア以下	$E = 22.6S^{0.651}$	500キロボルト アンペア超	$E = 18.6S^{0.745}$	モー ルド 変圧器	単相	50ヘルツ		$E = 22.9S^{0.647}$	60ヘルツ		$E = 23.4S^{0.643}$	三相	50ヘルツ	500キロボルト アンペア以下	$E = 33.6S^{0.626}$	500キロボルト アンペア超	$E = 24.0S^{0.727}$	60ヘルツ	500キロボルト アンペア以下	$E = 32.0S^{0.641}$	500キロボルト アンペア超	$E = 26.1S^{0.716}$	2パーセント
区分				基準 エネルギー 消費効率																																													
変圧器 の種別	相数	定格 周波数	定格 容量																																														
油入 変圧器	単相	50ヘルツ		$E = 15.3S^{0.696}$																																													
		60ヘルツ		$E = 14.4S^{0.698}$																																													
	三相	50ヘルツ	500キロボルト アンペア以下	$E = 23.8S^{0.653}$																																													
			500キロボルト アンペア超	$E = 9.84S^{0.842}$																																													
		60ヘルツ	500キロボルト アンペア以下	$E = 22.6S^{0.651}$																																													
			500キロボルト アンペア超	$E = 18.6S^{0.745}$																																													
	モー ルド 変圧器	単相	50ヘルツ		$E = 22.9S^{0.647}$																																												
			60ヘルツ		$E = 23.4S^{0.643}$																																												
		三相	50ヘルツ	500キロボルト アンペア以下	$E = 33.6S^{0.626}$																																												
				500キロボルト アンペア超	$E = 24.0S^{0.727}$																																												
60ヘルツ			500キロボルト アンペア以下	$E = 32.0S^{0.641}$																																													
			500キロボルト アンペア超	$E = 26.1S^{0.716}$																																													
高効率切削加工機	被加工材を回転させて加工を行う機構又は被加工材を固定させて加工を行う機構を有する切削加工機のうち、油圧ユニットを有しないもの又は油圧ユニットを有するもののうちインバータ方式のものに限る。	2パーセント																																															
高効率研削盤	外面研削、内面研削、端面研削又は平面研削を行う機構を有する研削盤のうち、油圧ユニットを有しないもの又は油圧ユニットを有するもののうちインバータ方式のものに限る。	2パーセント																																															
高効率特殊加工機	レーザ又は被加工物及び電極の放電現象を用いて加工を行う機構を有する特殊加工機のうち、油圧ユニットを有しないもの又は油圧ユニットを有するもののうちインバータ方式のものに限る。	2パーセント																																															
高効率液圧プレス	ラムを駆動させる油圧ポンプ用モータを有する液圧プレスのうち、サーボモータ又はインバータ方式により油圧制御を行うものに限る。	2パーセント																																															
サーボ駆動式機械プレス	サーボモータと直結する駆動軸によりラムを駆動させる機械プレスをいう。	2パーセント																																															
高効率鍛造機	鍛造機のうち、次のイ又はロのいずれか一に該当するものに限る。 イ サーボモータと直結する駆動軸によりラムを駆動させるもの ロ サーボモータ又はインバータ方式による油圧制御によりラムを駆動させるもの	2パーセント																																															

低燃費型建設機械	<p>土木建築に関する工事及び河川、道路その他の施設の維持管理作業の用に供される機械であって、次のイからハまでのいずれか一に該当するものに限る。</p> <p>イ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号。以下「オフロード法」という。)第2条第1項に規定する特定特殊自動車のうち、オフロード法第12条第1項又は第2項の適用を受けるものであって、次の①又は②のいずれか一に該当するもの。</p> <p>① 原動機として電動機と内燃機関を備え、かつ、機械の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置に充電する機能(エネルギー回生機能)を備えた油圧ショベルであって、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に基づき認定されたもの</p> <p>② 内燃機関により発電機を稼働し、発電された電気エネルギーを動力として電動機を駆動(発電式)するブルドーザであつて、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に基づき認定されたもの</p> <p>口 蓄電装置に充電した電気エネルギーを動力として電動機を駆動(バッテリ式)する油圧ショベルであって、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に基づき認定されたもの</p> <p>ハ 有線により外部から供給される電力を動力として電動機を駆動(有線式)する油圧ショベルであって、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に基づき認定されたもの</p>	2パーセント
高効率業務用厨房機器	<p>業務の用に供する厨房機器のうち、次のイからハまでのいずれか一に該当するものに限る。</p> <p>イ 内炎式バーナ又は火炎角度を内向きにした低輻射バーナを搭載したもの</p> <p>口 低輻射型ガス厨房機器(燃焼式の厨房機器のうち、空気断熱構造を有するものに限る。)</p> <p>ハ 電磁誘導加熱方式によるもの</p>	4パーセント
高効率燃焼式工業炉	燃焼式工業炉のうち、廃熱回収装置(リジェネバーナ、熱交換器又は廃熱ボイラをいう。)を有するものに限る。	2パーセント
高効率電気式工業炉	電気式工業炉のうち、ソリッドステート型変換装置を有するものに限る。	2パーセント
断熱強化型工業炉	工業炉のうち、新たに炉床から建設するもので、炉底部を除く炉内部壁の面積の80パーセント以上の部分が断熱物質(かさ密度の加重平均値が0.60以下のものに限る。)によって構成されているものに限る。	2パーセント
原材料予熱型工業炉	工業炉のうち、炉の加熱帯から排出される炉内ガスによって被加熱物を予熱するものに限る。	2パーセント
高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置	燃焼装置のうち、発生する廃ガスを回収し、蓄熱式交換装置により燃焼用空気を予熱するものに限る。	2パーセント
高効率生型造型機	生砂を用いて鋳型を造型する機械のうち、生砂の投入量を自動的に調整する機能を有するものに限る。	2パーセント
高効率砂処理機械	砂処理機械のうち、熱再生機構を有しないものに限る。	2パーセント
高効率中子除去装置	中子除去装置のうち、高速振動機及びノッカ一機構を有するものに限る。	2パーセント
省エネルギー型ダイカストマシン	<p>ダイカストマシンのうち、次のイ又は口のいずれか一に該当するものに限る。</p> <p>イ サーボモータ又はインバータ方式により油圧ポンプ用電動機の制御を行うもの</p> <p>口 電動化機構により型締、押出又は射出を行うもの</p>	2パーセント
高効率溶解設備	<p>次のイ又は口のいずれか一に該当するものに限る。</p> <p>イ 高効率熱交換器を有するキュボラ</p> <p>口 予熱機構を有する電気溶解設備</p>	2パーセント

高効率業務用エアコンディショナー	省エネ法施行令第21条第2号に掲げるエアコンディショナーのうち、エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成21年経済産業省告示第213号)に定める業務用エアコンディショナーであって、同告示3(3)に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。	4パーセント	
区分			
形態及び機能	室内機の種類	冷房能力	基準エネルギー消費効率
複数組合せ形のもの及び下記以外のもの	四方向カセット形	3.6キロワット未満	E=6.0
		3.6キロワット以上10.0キロワット未満	E=6.0-0.083 × (A-3.6)
		10.0キロワット以上20.0キロワット未満	E=6.0-0.12 × (A-10)
		20.0キロワット以上28.0キロワット以下	E=5.1-0.060 × (A-20)
	四方向カセット形以外	3.6キロワット未満	E=5.1
		3.6キロワット以上10.0キロワット未満	E=5.1-0.083 × (A-3.6)
		10.0キロワット以上20.0キロワット未満	E=5.1-0.10 × (A-10)
		20.0キロワット以上28.0キロワット以下	E=4.3-0.050 × (A-20)
マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの		10.0キロワット未満	E=5.7
		10.0キロワット以上20.0キロワット未満	E=5.7-0.11 × (A-10)
		20.0キロワット以上40.0キロワット未満	E=5.7-0.065 × (A-20)
		40.0キロワット以上50.4キロワット以下	E=4.8-0.040 × (A-40)
室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	20.0キロワット未満	E=4.9
		20.0キロワット以上28.0キロワット以下	E=4.9
	ダクト形	20.0キロワット未満	E=4.7
		20.0キロワット以上28.0キロワット以下	E=4.7
(備考)			
1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。			
2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。			
3 E及びAは次の数値を表すものとする。 E:基準エネルギー消費効率 (単位 通年エネルギー消費効率) A:冷房能力(単位キロワット)			
水蓄熱式空気調和機	電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の空気調和機であって、1の室外機につき、2以上の室内機(室内の温度を個別に設定できる機能を有するものに限る。)及び水蓄熱槽を有するもののうち、定格日量冷却効率又は定格日量加熱効率が3.3以上	4パーセント	
高効率業務用冷凍冷蔵庫	業務の用に供する冷蔵庫、冷凍庫又は冷凍冷蔵庫のうち、インバータ方式により電動圧縮機の制御を行うものに限る。	4パーセント	
高効率ショーケース	ショーケースのうち、インバータ方式により電動圧縮機の制御を行うもの又は直管形40形高周波点灯専用形蛍光ランプ(日本工業規格C7617-2に規定する方法により測定した蛍光ランプ単体の全光束値に安定器出力係数及び温度補正係数を乗じて得た全光束をルーメンで表した数値を、日本工業規格C8105-3で規定する方法により測定した消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値が86.9以上のものに限る。)、発光ダイオード照明装置若しくは光束を調整する機能を有する照明器具を有するものに限る。	4パーセント	

高効率ガスエンジンヒートポンプ	<p>1. 室外機にガスエンジン圧縮機を用いるヒートポンプ方式のもののうち、日本工業規格B8627(2015)に掲げる計算式に基づいて効率が算出された機器については、効率が以下の値であるものに限る。</p> <p>(日本工業規格に適合する機種のうち寒冷地仕様以外) 相当馬力数が16HP未満 期間成績係数(APFp)が1.53以上 相当馬力数が16 HP以上20HP未満 期間成績係数(APFp)が1.70以上 相当馬力数が20HP以上 期間成績係数(APFp)が1.85以上</p> <p>(日本工業規格に適合する機種のうち寒冷地仕様) 期間成績係数(APFp)が1.44以上</p> <p>(日本工業規格に適合しない機種のうち寒冷地仕様) 相当馬力数が10HP未満 一次エネルギー換算成績係数(COPp)が1.16以上 相当馬力数が10HP以上 一次エネルギー換算成績係数(COPp)が1.33以上</p> <p>(日本工業規格に適合しない機種のうち寒冷地仕様) 一次エネルギー換算成績係数(COPp)が1.36以上</p> <p>日本工業規格に適合しない機種にあっては、次に掲げる計算式に基づいて、一次エネルギー換算係数(COPp)を算出する。 【内部消費型(※)】(※)発電機能を有し、発電した電力をガスヒートポンプ室外機の内部のみで消費するもの。 $COPp = (Ccr + Chr) / 2$ $Ccr = \Phi cr / (Gcr + Pcr / (3600 / 9760))$, $Chr = \Phi hr / (Ghr + Phr / (3600 / 9760))$ Ccr: 冷房成績係数 Chr: 暖房成績係数 Φcr: 定格冷房標準能力(kW) Φhr: 定格暖房標準能力(kW) Gcr: 定格冷房標準ガス消費量(kW) Ghr: 定格暖房標準ガス消費量(kW) Pcr: 室外機の定格冷房標準消費電力(kW) Phr: 室外機の定格暖房標準消費電力(kW) ※COPpは、小数点3桁目を切捨て、小数点2桁目までを表示する。</p> <p>【外部供給形(※2)】(※2)発電機能を有し、発電した電力を系統(外部)に出力するもの。 $COPp = (Ccr + Chr) / 2$ $Ccr = \Phi cr / (Gcr + Pcr / (3600 / 9760))$, $Chr = \Phi hr / (Ghr + Phr / (3600 / 9760))$ Ccr: 冷房成績係数 Chr: 暖房成績係数 Φcr: 定格冷房標準能力(kW) Φhr: 定格暖房標準能力(kW) Gcr: 定格冷房標準ガス消費量(kW) Ghr: 定格暖房標準ガス消費量(kW) Pcr: 室外機の定格冷房標準消費電力 < 非発電時 > (kW) から定格冷房標準消費電力(kW) を差し引いた値(kW) Phr: 室外機の定格暖房標準消費電力 < 非発電時 > (kW) から定格暖房標準消費電力(kW) を差し引いた値(kW) ※COPpは、小数点3桁目を切捨て、小数点2桁目までを表示する。</p> <p>2. 室外機にガスエンジン圧縮機を用いるヒートポンプ方式のもののうち、日本工業規格B8627-1(2006)に掲げる計算式に基づいて効率が算出された機器については、効率が以下の値であるものに限る。</p> <p>(日本工業規格に適合する機種) 期間成績係数(APF)が2.24以上</p> <p>(日本工業規格に適合しない機種) 一次エネルギー換算成績係数(COP)が1.36以上</p> <p>日本工業規格に適合しない機種にあっては、次に掲げる計算式に基づいて、一次エネルギー換算係数(COP)を算出する。 【内部消費型(※)】(※)発電機能を有し、発電した電力をガスヒートポンプ室外機の内部のみで消費するもの。 $COP = (Cc / (Egc + Eec) + Ch / (Egh + Eeh)) / 2$ COP: 一次エネルギー換算成績係数 Cc: 冷房能力(単位 kW) Egc: 冷房ガス消費量(単位 kW) Eec: 室外機の冷房消費電力(単位 kW)を1kWhにつき9,760kJとして一次エネルギーに換算した値(単位 kW) Ch: 暖房標準能力(単位 kW) Egh: 暖房標準ガス消費量(単位 kW) Eeh: 室外機の暖房標準消費電力(単位 kW)を1kWhにつき9,760kJとして一次エネルギーに換算した値(単位 kW)</p> <p>【外部供給形(※2)】(※2)発電機能を有し、発電した電力を系統(外部)に出力するもの。 $COP = (Cc / (Egc + Eec) + Ch / (Egh + Eeh)) / 2$ COP: 一次エネルギー換算成績係数 Cc: 冷房能力(単位 kW) Egc: 冷房ガス消費量(単位 kW) Eec: 室外機の定格冷房消費電力 < 非発電時 > (単位 kW) から定格冷房発電量(単位 kW) を差し引いた値を、1kWhにつき9,760kJとして一次エネルギーに換算した値(単位 kW) Ch: 暖房標準能力(単位 kW) Egh: 暖房標準ガス消費量(単位 kW) Eeh: 室外機の定格暖房標準消費電力 < 非発電時 > (単位 kW) から定格暖房標準発電量(単位 kW) を差し引いた値を、1kWhにつき9,760kJとして一次エネルギーに換算した値(単位 kW)</p>	4パーセント
-----------------	--	--------

高効率業務用ガス給湯器	業務の用に供するガス給湯器のうち、潜熱回収型のものに限る。			4パーセント
高効率照明器具	省エネ法施行令第21条第3号に掲げる照明器具のうち、電球型蛍光ランプ以外のもので、エネルギー消費効率が次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。			4パーセント
区分				
施設用	使用用途	蛍光ランプの形状	蛍光ランプの大きさ	基準エネルギー消費効率
	直管形のもの又はコンパクト形のもののうち2本管形のもの		蛍光ランプの大きさの区分が86以上の蛍光ランプを使用するもの	100.8
	コンパクト形のもののうち2本管形以外の		蛍光ランプの大きさの区分が86未満の蛍光ランプを使用するもの	100.5
家庭用	環形のもの又は直管形のもの		61.6	
			使用する蛍光ランプの大きさの区分の総和が70以上のもの（蛍光ランプの大きさの区分が20の直管形蛍光ランプを使用するものを除く。）	91.6
			使用する蛍光ランプの大きさの区分の総和が70未満のもの又は蛍光ランプの大きさ区分の総和が70以上のものであって蛍光ランプの大きさが20の直管形蛍光ランプを使用するもの	78.1
卓上スタンド用	直管形のもの又はコンパクト形のもの			70.8
(備考) 「蛍光ランプの大きさの区分」とは、直管形蛍光ランプのうち、高周波点灯専用形蛍光ランプにあっては日本工業規格C 7617-2(片口金蛍光ランプ-第2部:性能仕様)の2. 3. 1に規定する定格ランプ電力をいい、それ以外のものにあっては日本工業規格C 7617-2の2. 3. 1に規定する大きさの区分をいい、コンパクト形蛍光ランプ又は環形高周波点灯専用形蛍光ランプにあっては日本工業規格C 7618-2の2. 3. 1に規定する定格ランプ電力をいい、環形高周波点灯専用形蛍光ランプ以外の環形蛍光ランプにあっては日本工業規格C 7618-2の2. 3. 1に規定する定格ランプ電力又は大きさの区分をいう。また、これらの規格に規定のない蛍光ランプにあっては定格ランプ電力の数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光ランプのうち高出力点灯するものにあっては、高出力点灯時のランプ電力の数値とする。				
燃料電池設備	水素又は一酸化炭素及び酸素の化学反応により電気を発生させる設備のうち、定置用のものに限る。			4パーセント

発光ダイオード照明装置	<p>発光ダイオードを光源とする照明装置のうち、次のイからロまでのいずれか一に該当するものに限る。</p> <p>イ LED照明器具のうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ①固有エネルギー消費効率がLED照明器具の固有エネルギー消費効率で別表1に掲げる基準を満たすこと。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数Raが70以上であること。 ②演色性は平均演色評価数Ra80以上であること ③LEDモジュール寿命が40,000時間以上であること <p>ロ 電球形LEDランプのうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ランプ効率が別表2に示された光原色の区分ごとのランプ効率の基準を満たすこと ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、エネルギー消費効率がランプ効率が50lm/W以上であること ②演色性は平均演色評価数Raが70以上であること ③定格寿命が40,000時間以上であること。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、30,000時間以上であること。 <p>別表1 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>光源色</th><th>固有エネルギー消費効率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼光色</td><td></td></tr> <tr> <td>昼白色</td><td>110lm/W以上</td></tr> <tr> <td>白色</td><td></td></tr> <tr> <td>温白色</td><td></td></tr> <tr> <td>電球色</td><td>75lm/W以上</td></tr> </tbody> </table> <p>(別表1の補足)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「光源色」は、JIS Z 9112(蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分)に規定する蛍光ランプの光源色の区分に準ずるものとする。 2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED照明器具」に含まれないものとする。 3 ダウンライトのうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色であって、かつ器具埋込穴寸法が300mm以下のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を85lm/W以上とする。 4 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を100lm/W以上とする。 <p>別表2 電球形LEDランプに係るランプ効率の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>光源色</th><th>固有エネルギー消費効率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼光色</td><td></td></tr> <tr> <td>昼白色</td><td>80lm/W以上</td></tr> <tr> <td>白色</td><td></td></tr> <tr> <td>温白色</td><td></td></tr> <tr> <td>電球色</td><td>70lm/W以上</td></tr> </tbody> </table> <p>(別表2の補足)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「光源色」は、日本工業規格JIS Z 9112(蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする。 2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「電球形LEDランプ」に含まれないものとする。 3 調光・調色対応ランプについては、別表2の光源色別の区分のランプ効率の基準から5lm/Wを差し引いた値とする。なお、当該ランプのランプ効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。 <p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本項の「LED 照明器具」とは、照明用白色LED を用いた、つり下げ形、じかけ形、埋込み形、壁付け形及び卓上スタンドとして使用する器具とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有するLEDランプを装着できる照明器具のうち、口金を経てLEDランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。 2 本項のLED 照明器具の「LED 照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする(定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。)。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。 3 「平均演色評価数Ra」の測定方法は、日本工業規格JIS C 7801(一般照明用光源の測光方法)及び日本工業規格JIS C 8152-2(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法－第2部:LEDモジュール及びLEDライトエンジン)に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。 4 本項のLED照明器具の「ダウンライト」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。 5 本項のLED照明器具の「高天井器具」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束12,000lm以上もののをいう。 6 本項のLED 照明器具の「LED モジュール寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、日本工業規格JIS C 8152-3(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法－第3部:光束維持率の測定方法)に準ずるものとする。 7 LED照明器具の全光束測定方法については、日本工業規格JIS C 8105-5:2011(照明器具－第5部:配光測定方法)に準ずるものとする。 8 本項の「電球形LED ランプ」とは、一般照明として使用する白色LED 使用の電球形状のランプとする。なお、「電球形LEDランプ」とは、電球用のソケットにそのまま使用可能なランプとする。 9 本項の電球形LED ランプの「定格寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、日本工業規格JIS C 7620-2(一般照明用電球形蛍光ランプ－第2部:性能仕様)の定格寿命に準ずるものとする。 	光源色	固有エネルギー消費効率	昼光色		昼白色	110lm/W以上	白色		温白色		電球色	75lm/W以上	光源色	固有エネルギー消費効率	昼光色		昼白色	80lm/W以上	白色		温白色		電球色	70lm/W以上	4パーセント
光源色	固有エネルギー消費効率																									
昼光色																										
昼白色	110lm/W以上																									
白色																										
温白色																										
電球色	75lm/W以上																									
光源色	固有エネルギー消費効率																									
昼光色																										
昼白色	80lm/W以上																									
白色																										
温白色																										
電球色	70lm/W以上																									

備考

1 太陽光発電設備、風力発電装置、水力発電設備、太陽熱利用設備、地中熱利用設備、熱電併給型動力発生装置、高効率業務用厨房機器、高効率業務用エアコンディショナー、氷蓄熱式空気調和機、高効率業務用冷凍冷蔵庫、高効率ショーケース、高効率ガスエンジンヒートポンプ、高効率業務用ガス給湯器、高効率照明器具、燃料電池設備、発光ダイオード照明装置(上表の左欄に掲げる機器、装置又は設備の区分ごとに同表の中欄に掲げる基準を満たすものに限る。)をリースにより導入する場合において、当該リースに係る指定リース事業者が持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)に署名しているときは、リース料総額に対する補助率は、上表の右欄に掲げる補助率にかかわらず、5パーセントとする。

2 高効率電動機、高効率変圧器、高効率切削加工機、高効率研削盤、高効率特殊加工機、高効率液圧プレス、サーボ駆動式機械プレス、高効率鍛造機、省エネルギー型ダイカストマシン(上表の左欄に掲げる機器、装置又は設備の区分ごとに同表の中欄に掲げる基準を満たすものに限る。)をリースにより導入する場合において、当該リースに係る指定リース事業者が持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)に署名しているときは、リース料総額に対する補助率は、上表の右欄に掲げる補助率にかかわらず、3パーセントとする。